第２期川崎市男女平等推進行動計画体系図

４つの柱	１４の基本施策	施策
Ⅰ　「女性の人権」の確立	1　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実	(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進 (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進 (3) 女性に対する人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実 (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用 (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進
	2　援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実	(6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援 (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実 (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援 (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進
	3　性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実	(10) 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供 (11) 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供 (12) 周産期医療の体制の確保
Ⅱ　仕事と暮らしへの支援	4　安定した就業機会の確保と就業継続の支援	(13) 女性に対する就業支援の充実 (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進
	5　豊かな生活のための時間と空間の確保への支援	(16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実 (17) 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進 (18) 長時間労働抑制に向けた取組 (19) 市役所における年次有給休暇取得率向上への取組
	6　子育てを支える環境の充実	(20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組 (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充 (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供 (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実
	7　介護を支える環境の充実	(25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組 (27) 利用しやすい介護サービス等の充実
Ⅲ　学習機会と情報の提供	8　子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備	(28) 学校などにおける男女平等教育の充実 (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援 (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援 (31) 市役所における男女平等意識の醸成
	9　地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実	(32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進 (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施 (34) 市の広報資料における表現の点検
	10　市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進	(35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディアリテラシー）」の向上への支援 (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進
Ⅳ　推進体制の充実	11　市民・市民活動団体等との連携の促進	(37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実 (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進 (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援
	12　政策・方針決定過程への女性の参画促進	(40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ (42) 審議会等への女性の参画促進 (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組 (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進 (45) 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進 (46) 新たな分野における男女共同参画の推進
	13　行動計画の点検・評価システムの充実	(47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表 (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表 (49) 市民による評価に対する支援 (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表
	14　庁内推進体制の充実	(51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入 (52) 男女共同参画推進員の活動の充実 (53) 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発 (54) 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除 (55) 国や県に対する提言や要望の実施